

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年12月23日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 北野通ショッピングセンター
所在地 札幌市清田区北野3条2丁目13番54号外
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名
名 称 有限会社 丸正北野総業
住 所 札幌市清田区北野3条2丁目13番45号
代表者 代表取締役 田中 信吉
ほか2者
- (3) 変更しようとする事項
ア 駐輪場の収容台数 届出書のとおり
イ 駐輪場の位置及び収容台数 届出書のとおり
ウ 荷さばき施設の位置 届出書のとおり
- (4) 変更する年月日
ア・イ 令和8年8月10日 ウ 令和8年1月10日
- (5) 変更する理由
ア・イ 駐車場及び駐輪場の効率化を図るため。
ウ ホダカ棟荷さばき施設の効率化を図るため。

2 届出年月日 令和7年12月9日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和7年12月23日～令和8年4月23日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

（午前8時45分～午後5時15分（午後0時15分～午後1時までを除く）

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和8年4月23日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。